

監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則
証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会ステートメント
2002年10月

序文

1. IOSCOの「証券規制に関する目的及び原則」では、発行会社は財務成績等の投資家の意思決定に重要な情報を十分、正確かつ適時(タイムリー)に開示すべきであるとの認識が示されている。当該原則は、とりわけ、規制によって以下について確保すべきであるとしている。
 - ・ 財務諸表についての独立した証明及び専門家による外部監査を通じた会計原則の遵守。
 - ・ 明確かつ国際的に受入可能な基準に従った監査の実施。
 - ・ 監査人の独立性を確保する規則
 - ・ 会計基準・監査基準の遵守を執行する仕組み
2. このステートメントの目的は、上場企業の財務諸表の監査人の独立性に関する原則についてIOSCO専門委員会の見解を示すことにより、上記の原則を確立することである。専門委員会は、監査人の独立性に関する規則は多くの国に存在するが、規制のアプローチ・範囲・用語・内容について異なるかもしれないと認識している。このステートメントはまた、企業統治機関による外部監査人の独立性の監督についての原則を示すものでもある。このステートメントにおいては、このような企業統治機関を「監査委員会」と呼ぶこととする。専門委員会は、特定の国における監査人の独立性に係る規制如何にかかわらず、この原則及び補足するガイダンスが妥当すると考える。
3. 監査委員会や類似のガバナンス機関に関連する原則及び補足するガイダンスは、監査人の独立に関する当該機関の役割についてのみ取り扱うものである。企業の財務報告の品質等の監督について果たす他の重要な機能を示すものではない。

監査人の独立性に係る原則

4. 外部監査人は、投資家・債権者等の利害関係者が資本配分の決定を行うための基礎として利用する公表財務諸表に対して、独立した立場から信頼性を与えるという非常に重要な役割を果たす。監査人は、実際上かつ外観上独立していなければならない。
5. 合理的・包括的・厳格・執行可能な監査人独立性基準の重要性が、幾つかの重大な企業破綻によって強調された。専門委員会は、各国及び国際的な専門会計機関に対して、規制当局とともに引き続き、独立性に関する現行の国内基準及び国際的基準の強化に向けて作業するよう

促している。国内法の制約の範囲内でできるだけ国際的に整合的な独立性基準の強化は、監査人は企業の財務諸表に示されている経営陣の表示を客観的に判断する立場にあるとの安心感を投資家一般に再び与えるための必須要件である。

6. 上場企業の監査人は、実際上かつ外觀上、監査対象企業から独立であるべきである。
7. 上場企業の監査人の独立性基準は、監査人がその専門家としての判断や客観性を損うかもしれない、また合理的な投資家からみて損うかもしれないように見えるいかなる影響、利害または関係から自由である環境を促進するようにするべきである。
8. 現在、監査人の独立性に関する具体的な規制や専門的基準は、各国で異なっており、時に大きく異なる。以下のような相違点がある。
 - ・ 監査法人の内外において独立性の規則の適用対象となる者の範囲。
 - ・ 監査法人・会計士が監査対象企業と持ち得る財務上、業務上その他の関係の種類。
 - ・ 監査人が監査対象企業に提供できる非監査業務の種類。
 - ・ 独立性に対する脅威から監査人を守るための予防措置(セーフガード)
9. これらの相違点にかかわらず、専門委員会は、証券規制当局の間で、監査人の独立性に対する脅威の性質及び自主的予防措置により脅威を軽減することの限界、監査人の業務及び監査人と企業に関する明確な禁止規定が設けられなければ不十分であることについて、コンセンサスが形成されつつあることに留意する。
10. 専門委員会は、以下についてもコンセンサスが形成されつつあると考える。
 - ・ 監査人の独立性基準の作成だけでは、監査人の実際の独立を保証するには不十分であり、これを支えるため、監査法人に対して、独立性に対する脅威をモニター・識別・対処し、かつ基準遵守を確保するための内部管理体制を確立・維持させる必要がある。
 - ・ 独立性に関する監査法人の内部管理体制の妥当性・有効性は、外部の監督機関により評価されなければならない。
 - ・ 企業の経営陣から独立した企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである。 ✓
11. 専門委員会は、このステートメントにおいて、監査人の独立性に関する包括的な基準を規定しようとするものではなく、また、現行の特定の監査人独立性基準を承認するものでもない。しかしながら、専門委員会は、国際会計士連盟(IFAC)による「会計士の倫理規定」が、監査人の独立性に対する潜在的な脅威(threats)について有益な分析を提供していることに留意する。
 - ・ 自己利益(Self-interest) 監査対象企業からの財務上その他の利益を得る場合。例えば、当該会社への投資、当該会社からの報酬への過度の依存。
 - ・ 自己レビュー(Self-review) 例えば、結果として自らの作業を監査することになる業務の提供

- ・擁護(Advocacy) 例えば、監査対象企業が第三者と取引する際に当該企業の代弁者として行動すること。
 - ・親密(Familiarity) 例えば、担当パートナーが長期間にわたって特定の顧客の監査に従事すること、元パートナー等がCFO等となっている企業の監査。
 - ・脅迫(Intimidation) 例えば、会計原則の適用に関する意見対立による監査人交替の脅迫。
12. 監査人の独立性基準は、少なくとも、自己利益、自己レビュー、擁護、親密及び脅迫による脅威について、禁止・制限・手続・開示等の組合せによって支えられる原則の枠組みを設けるべきである。
13. 監査人の独立性基準は、監査人に許容される業務・関係から生ずる独立性への脅威を軽減するために監査人が実施すべき適切な予防措置を確認するべきである。
14. 監査人の独立性基準は、主担当者が長期間にわたって監査チームの意思決定を行う立場に就き続けることがないように、適切なローテーションを確保する必要性について明確に対処するべきである。
15. 監査人の独立性基準は、監査人に対し、監査対象企業との最近の関係から生ずる脅威を含む、独立性へのすべての重大な脅威を識別・評価し、こうした脅威を軽減するための予防措置の適用について書面化するよう義務づけるべきである。
16. 証券規制当局は、上場企業の監査人の交替について迅速な開示を義務づける制度を確保するべきである。
17. 幾つかの国々では、監査人の交替に規制当局の事前承認が必要である。他の国々では、監査対象企業は、監査人を変更する場合、変更の一定期間前に前監査人との間で意見の相違があったかどうか等について開示しなければならない。

監査委員会

18. 企業統治機構は、外部監査人の独立性のモニタリング及び確保において重要な役割を果たし得る。企業統治機構の形態や外部監査人に関して果たす役割は、各国の国内法の要件により異なる。このステートメントでは、「監査委員会」という用語は、その名称如何にかかわらず外部監査人の監督責任を負う企業統治機関を指す。
19. 専門委員会は、各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきであると考え。

20. 監査人は、株主に対して説明責任を負っており、一般に株主に報告をするが、株主との間に直接の関係を築くことは現実には困難である。このため、監査委員会は株主の代理として機能する。 ✓

21. 監査委員会は、企業を代表して外部監査人と協働する中心的な機関であるべきである。 ✓

22. 監査委員会は、不当な制約から自由に責務を果たすことができる権限を与えられるべきであり、当該責務は、監査人が監査業務以外の報酬を顧慮することなく監査意見を形成するために必要な作業を行うに足りる十分な報酬を請求しているか否かについての評価も含むべきである。 ✓

23. 監査委員会は、監査人と定期的かつ頻繁に経営陣抜きでの会合を持ち、監査の過程で監査人と経営陣の間で議論になった問題や当該問題に関して監査人が満足できるように解決されたかどうかについて、議論するべきである。 ✓

24. 監査人の選任・再任の勧告を行う場合、監査委員会は、監査人が基準に従って独立であることについて、確認するべきである。

25. 監査委員会が監査人の独立性を確認するために行ってもよい手続の例は、以下のとおりである(略)。

26. 監査委員会が、独立性を効果的にモニターするため、監査人の独立性に関する問題について、少なくとも毎年、監査人と議論することは、良い慣行である。

27. 監査委員会は、企業が外部監査人と非監査業務に関する契約を締結することに関する方針及び契約締結前にとるべき手続を定めることについて監督するべきである。監査委員会はまた、経営陣による当該手続の遵守についてもモニターするべきである。

28. 監査人の独立性が損なわれないように確保するため、監査委員会は、例えば、監査人の提供する全ての重要な非監査業務について監査委員会の事前承認を得なければならないといった方針の実施の望ましさについて検討してもよい。

29. 監査委員会は、監査法人からCEO(最高経営責任者)やCFO(最高財務責任者)を含む上級役員を雇用することに関する方針を設定すべきである。

30. 当該方針の設定に当たって、監査委員会は、当該企業の上級監査担当者の雇用及び監査の独立性を損なう可能性を軽減する予防措置について検討してもよい。

31. 監査委員会は、監査人の独立性を保護するために採った措置を株主に報告するべきである。

32. 株主への報告には、非監査業務の提供によって監査人の独立性が損なわれないようにするための方針及び手続について記載するべきである。

(以上)

<本件に関する照会先>

金融庁総務企画局

国際課 渉外3係 (内線 3164)

市場課企業開示参事官室 国際会計係 (内線 3663)